

星薬科大学 オープンアクセスポリシー

2024年3月19日制定

(趣旨)

1. 星薬科大学（以下「本学」という。）は、本学における研究者の行動規範に基づき、開かれた大学としてその研究成果を学内外に開示し、学術研究の発展に寄与し、人類と社会に貢献することを目的にオープンアクセスに関するポリシーを以下のように定める。

(研究成果の公開)

2. 本学は、本学に在籍する研究者（以下、「本学研究者」という。）が出版社、学協会、本学が発行した学術雑誌等に掲載された研究成果（以下、「研究成果」という。）を星薬科大学学術情報リポジトリ（以下、「本学リポジトリ」という。）によって公開する。ただし、研究成果の著作権は本学に移転しない。

(適用の例外)

3. 前項にかかわらず、著作権等のやむを得ない事由により、本学リポジトリでの公開が不適切である、あるいは不適切な状態が生じると本学研究者または本学が判断した場合には、当該研究成果を公開しない。

(適用の不遡及)

4. 本ポリシーの施行日以前に出版された研究成果や、施行日以前に本ポリシーに相反する契約を締結した研究成果には本ポリシーは適用されない。

(本学リポジトリへの登録)

5. 本学研究者は、本学リポジトリ登録が許諾される適切な版（著者最終稿、出版社版等）を共著者の同意を得た上で、できるだけすみやかに本学に提供する。本学リポジトリの運用に関する事項は、「星薬科大学学術情報リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

(その他)

6. 本ポリシーに定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

附則

本ポリシーは2024年4月1日から適用する。